

令和 7 年度

事業計画書

社会福祉
法人 十和田市社会福祉協議会

目 次

事業計画	1
基本方針	1
重点項目	1
事業の概要	2
1 環境づくりの推進	2
(1) 総合相談支援事業	2
(2) 広報・啓発事業	2
(3) 生活福祉資金貸付事業	2
(4) たすけあい資金貸付事業	2
(5) 日常生活用具貸出・リユース事業	2
(6) 福祉安心電話サービス事業	3
(7) 日常生活自立支援事業	3
(8) 成年後見事業	3
(9) 福祉サービス苦情解決第三者委員設置事業	3
(10) フードバンク・サポート事業	3
(11) 障がい者生活情報誌発行事業	3
2 地域づくりの推進	4
(1) 夏休み寺子屋事業	4
(2) 高齢者健康体力維持支援事業	4
(3) ふれあい・いきいきサロン事業	4
(4) 元気世代ネットワーク構成員の集い事業	4
(5) 一人暮らし高齢者ふれあいの集い事業	4
(6) ゆめ色フェスティバル事業	4
(7) 手話を学ぶ機会の提供事業	5
(8) 十和田市社会福祉大会事業	5
(9) 十和田市生活支援体制整備事業	5
(10) 発達障がい理解の事業	5
(11) 子育て支援 " みんなのクローゼット&親子ふれあい縁日 " 事業	5
3 人づくりの推進	6
(1) 福祉教育推進事業	6
(2) ほんわかハート展事業	6
(3) 中・高生ボランティアスクール事業	6

（４）福祉教育インストラクター養成派遣事業	6
（５）ボランティア・市民活動事業	6
４ 協力・連携・協働の強化	7
（１）関係行政との連携協働	7
（２）地域包括支援センターとの連携協働	7
（３）十和田市民生委員児童委員協議会との連携協働	7
（４）十和田市町内会連合会との連携協働	7
（５）十和田市老人クラブ連合会との連携協働	7
（６）十和田地区更生保護女性会との連携協働	7
（７）十和田市連合婦人会との連携協働	8
（８）十和田市手をつなぐ育成会との連携協働	8
（９）十和田市ろうあ協会との連携協働	8
（１０）十和田市内社会福祉法人との連携協働	8
５ 福祉サービス利用者等の個人情報の保護	8
６ 歳末たすけあい運動	8
７ 組織基盤の強化	8
（１）事務執行における内部けん制体制	9
（２）多様な参画による会員組織	9
（３）役員体制の強化	9
（４）機能的・効果的な事務局組織	9
（５）安定的・持続的な財源確保	9
（６）法令遵守の組織運営と財務規律の強化	9
（７）地域福祉活動計画の進行管理	9
（８）経費の縮減と事務処理の効率化	9
（９）事業評価の実施	9

事業計画

事業計画

〔基本方針〕

令和7年度は、3つの基本目標「環境づくり」「地域づくり」「人づくり」のもと、全27事業を実施します。

コロナ禍を含む社会変化を経て、社会の動きが活発になる一方で、大規模災害や物価の高騰などの影響により、不安定な日常生活が続いています。

このような中、経済的に困窮している世帯や高齢者世帯、子育て世帯への支援等、社会変化の中で顕在化した様々な課題は多様であり、地域福祉活動の推進はより大きく求められています。

このような状況を踏まえ、住民の地域福祉活動への理解と共感が一層深まり、「人と人の支え合い、つながりのある地域づくり」の充実を図るための事業を展開します。

〔重点項目〕

1. 環境づくりの推進 ～誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり～

低所得、生活困窮者からの相談に応じ、資金の貸付や食料品の提供等の支援を行うとともに、福祉分野に限らず、各関係機関への情報提供・共有により、社会的に孤立することのない環境づくりを目指します。

2. 地域づくりの推進 ～共に支え合う地域づくり～

住民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、支え合い・つながりを大切にする意識を高めて、子どもから高齢者、また、障がい者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

3. 人づくりの推進 ～地域で福祉を支える人づくり～

地域の福祉活動をより一層推進するため、豊かな知識と経験を持つ人材の活用に努めるとともに、ボランティア等の人材を育成します。

児童・生徒が福祉体験学習等を通して、福祉への関心を高め、社会の中で、思いやり、支え合う人材の育成に努めます。

4. 組織基盤の強化

地域福祉活動財源に持続性を得るよう、あらゆる機会に、会費・赤い羽根共同募金に対する感謝のロゴを活用します。また、イベント・研修会開催時には、PR旗を掲げ、地域福祉活動の必要性の理解浸透を図ります。

事業の概要

1 環境づくりの推進

〔重点項目〕

低所得、生活困窮者からの相談に応じ、資金の貸付や食料品の提供等の支援を行うとともに、福祉分野に限らず、各関係機関への情報提供・共有により、社会的に孤立することのない環境づくりを目指します。

(1) 総合相談支援事業

地域住民の日常生活上のあらゆる相談（来所・電話・メール）に対応し、困りごとの改善・解決に向けた適切な相談機関への橋渡しを行います。

(2) 広報・啓発事業

住民、関係機関、団体・施設等に対し、地域福祉推進の意識を啓発するため、情報提供、本会事業の紹介・説明を行います。

- ①広報紙「社協だより」の発行（年3回 7月・10月・3月）
- ②ホームページ・フェイスブックによる
- ③地域福祉の重要性のPR活動、開催行事の案内、ボランティア活動者の募集

(3) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者・高齢者及び離職者を対象に、経済的自立と生活意欲を促すため、資金の貸付を行います。民生委員・児童委員及び関係行政機関等との連携により取り組みます。

- ①貸付調査委員会の開催による制度の適正・公正な運用
- ②償還金口座振替の促進と償還促進運動による長期滞納世帯への対応
- ③民生委員児童委員協議会との協力体制の構築
- ④生活困窮者自立相談支援窓口との連携
- ⑤緊急小口資金・総合支援資金への対応

(4) たすけあい資金貸付事業

不時の出費等によって、一時的に生活費が不足した低所得世帯を対象に、生活維持のための応急援護資金を貸し付けます。

- ①事業運営委員会の開催による制度の適正・公正な運用
- ②償還促進運動と長期滞納世帯への対応

(5) 日常生活用具貸出・リユース事業

- ①在宅介護支援となる車いす・介護用ベット及び自立生活支援となるシルバーカーを貸し出します。

②家庭で不要となった日常生活用具（子育て用具・介護用具等）の寄付物品をホームページに画像紹介し、閲覧による使用希望者へ再活用（リユース）を行います。

（６）福祉安心電話サービス事業

在宅生活をする高齢者世帯等を対象に、福祉安心電話機器を設置し、緊急時における安心・安全の確保と孤独感の解消を図ります。

- ①利用者と協力員・民生委員等へサポートネットワークの定期確認
- ②利用者宅の定期訪問
- ③安否確認と困りごと確認のための「ふれあい電話サービス」

（７）日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障がい等により、判断能力が不十分な方に対する福祉サービスの利用援助と日常的金銭管理・書類等の預かり支援を行います。また、基幹的社協「あつぷるハートとわだ」として、管内社協、民生委員・児童委員、関係機関、団体・施設等との連携強化を図ります。

（８）成年後見事業

地域住民の能力低下後の生活において、成年後見制度を活用することで本人の利益を保護し安心した生活が継続できるよう、法人として後見人受任をします。

- ①後見人受任
- ②後見支援員の養成・活用
- ③成年後見制度についての普及・啓発活動、制度活用をサポート

（９）福祉サービス苦情解決第三者委員設置事業

本会が提供する各種福祉サービス利用者からの苦情を適切に受付し、改善・解決を図るため、第三者委員会を設置します。県の運営適正化委員会と連携し、利用者と本会の最善の解決を図ります。

（１０）フードバンク・サポート事業

困窮状態にある要援護者を対象に、一時的な救済支援策として最低限の食事を現物給付します。

（１１）障がい者生活情報誌作成発行事業

障がい者の生活支援となるよう、市内の福祉サービスや生活支援情報を提供する情報誌「カラフル」を発行します。また、ホームページでの閲覧も可能とします。

2 地域づくりの推進

〔重点項目〕

住民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、支え合い・つながりを大切にする意識を高めて、子どもから高齢者、また、障がい者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

(1) 夏休み寺子屋事業 「児童の見守りある居場所づくり」

児童の夏休み期間に、地域のボランティアの見守りによる「遊び・学び・伝え」を提供し、児童の健全育成と子育て支援を行います。

◇実施 2小学校区

◇連携 十和田地区更生保護女性会・東小学校区寺子屋実行委員会

(2) 高齢者健康体力維持支援事業

高齢者の健康寿命を延ばすよう、心身の健康・体力の維持増進のため、ふれあいのあるスポーツ交流会を行います。

◇連携 十和田市老人クラブ連合会

(3) ふれあい・いきいきサロン事業

一人暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがち・話し相手がいない・寂しいという不安や悩みのある方々を対象に、地域の集会所等の身近な場所を活用し、「仲間づくり・出会いづくりの場」サロンを行います。

◇実施 35地区（新規5地区含む）

(4) 元気世代ネットワーク構成員の集い事業

地域で活躍する介護予防層世代のネットワークを拡張するよう、情報交換とふれあい交流を目的に、住民活動へ参加する方々の研修会を行います。

◇開催 2月

(5) 一人暮らし高齢者ふれあいの集い事業

70歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に、講話や健康指導、会食、レクリエーションを行い、途絶えがちな情報提供やふれあいにより孤独感の解消を図ります。

◇連携 十和田市民生委員児童委員協議会

(6) ゆめ色フェスティバル事業（第39回大会）

障がいの有無や年齢・性別を問わず、一堂に集うふれあい交流会により、障がい者理解と社会参加を促進します。

◇連携 十和田市手をつなぐ育成会

◇開催 11月15日（土）

(7) 手話を学ぶ機会の提供事業

手話を学ぶ機会を提供し、聴覚障がいに対する理解を深めるとともに障がい者福祉の充実を図ります。

◇連携 十和田市ろうあ協会

◇開催 6月以降 計8回程度

(8) 十和田市社会福祉大会事業

社会福祉関係者・一般市民の参加により、社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰・感謝する式典の開催とともに、社会福祉の今日的課題についての講演等をおし、社会福祉の実情を見つめ連携協働を高める機会とします。

◇開催 10月17日(金)

◇場所 十和田市民文化センター

(9) 十和田市生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実を図り、地域における多種多様な生活課題や福祉課題の改善解決を住民が主体となる体制づくりを推進し、必要な支援ネットワークを構築します。

地域生活において住民が支え合う必要性の普及啓発のための研修会等を行います。

(10) 発達障がい理解の事業

発達障がいに対する理解を深め、地域により多くの理解と見守りの体制を整備することを目的に、発達障がいの疑似体験や講話を行います。

◇開催 7月・9月

◇場所 市内小学校等

(11) 子育て支援「みんなのクローゼット&親子ふれあい縁日」事業

①不要となった児童の衣類や学用品などを、市内社会福祉法人との連携により、必要としている方への再活用(リユース)を行います。

◇開催 6月・9月

◇場所 市民交流プラザ トワーレ

②地域のつながりや見守りの中で、安心・安全を実感する子育て支援となるよう、親子参加のふれあい縁日を行います。

◇開催 9月(みんなのクローゼットとの同時開催)

◇場所 地域交流センター とわふる

3 人づくりの推進

〔重点項目〕

地域の福祉活動をより一層推進するため、豊かな知識と経験を持つ人材の活用に努めるとともに、ボランティア等の人材を育成します。

児童・生徒が福祉体験学習等を通して、福祉への関心を高め、社会の中で、思いやり、支え合う人材の育成に努めます。

(1) 福祉教育推進事業

地域や企業・学校等において、社会福祉やボランティア活動に関する理解を深めるため、障がいの疑似体験や講話を行います。

(2) ほんわかハート展事業

小・中・高校生に、福祉への理解と関心を高めてもらえるよう、「作文」「絵画」「ポエム」「写真」「書道」の作品募集を行います。

(3) 中・高生ボランティアスクール事業

中・高生へボランティア活動や福祉体験学習をとおり、人の役に立つことの喜び、支え合い・助け合い、共に生きることの大切さを実感すること、地域の社会資源に関心を高めることを目的に行います。

◇開催 7月

(4) 福祉教育インストラクター養成派遣事業

社会福祉やボランティアに関心のある方々を対象に、福祉教育インストラクターを養成し、福祉教育推進の事業に派遣します。

(5) ボランティア・市民活動事業

ボランティア・市民活動団体の支援や福祉教育を推進するとともに、ボランティアセンター（災害時ボランティアセンター含む）の運営充実のため、次の事業を行います。

①器具・機材の貸出

②ボランティア活動保険料の一部助成

③ボランティア活動に関する登録斡旋と連絡調整

④ボランティア活動に関する調査研究

⑤収集ボランティアの啓発

⑥各種助成事業の情報提供

⑦ボランティア団体の育成を図るため活動経費の一部助成

⑧災害ボランティアセンターの運営

・災害救援ボランティアネットワークの構築

- ・災害救援ボランティア活動研修会
 - ・ボランティアコーディネーターの養成
 - ・市及び県総合防災訓練等との協働
- ⑨ボランティア車両の貸し出し
- ⑩社会貢献したい人材の活動実践の場の提供

4 協力・連携・協働の強化

(1) 関係行政との連携協働

高齢者や障がい者等の虐待・社会的孤立・ひきこもりやニート・ひとり親・子どもの貧困問題等の福祉課題や生活課題、成年後見制度利用支援等、市が実施する各種事業と協働するよう取り組みます。また、市地域福祉計画及び本会が推進する地域福祉活動計画が円滑かつ効果的に機能するよう協働します。

(2) 地域包括支援センターとの連携協働

高齢者の介護予防やサービス提供、日常生活の安定のための連携を図り、協働支援により高齢者福祉を増進します。

(3) 十和田市民生委員児童委員協議会との連携協働

地域住民の身近な相談役・支援者である民生委員・児童委員との連携を図り、住民が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、相互の活動が活性化するよう協働の事業に取り組みます。※要援護者支援事業・各種資金貸付事業・一人暮らし高齢者ふれあいの集い事業

(4) 十和田市町内会連合会との連携協働

住民生活の拠点である地域の町内会との連携を図り、住民が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。※生活支援体制整備事業

(5) 十和田市老人クラブ連合会との連携協働

高齢者の日常生活の安定充実のため、老人クラブ連合会との連携を図り、高齢者が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、相互の活動が活性化するよう協働の事業に取り組みます。※高齢者健康体力維持支援事業

(6) 十和田地区更生保護女性会との連携協働

住み良いまちづくりのため、更生保護女性会との連携を図り、誰もが安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、相互の活動が活性化するよう協働の事業に取り組みます。※夏休み寺子屋事業

(7) 十和田市連合婦人会との連携協働

住み良いまちづくりのため、連合婦人会との連携を図り、住民が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。※ゆめ色フェスティバル事業

(8) 十和田市手をつなぐ育成会との連携協働

知的障がい者とその家族の日常生活の安定充実のため、手をつなぐ育成会との連携を図り、障がいのある方と家族が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。※ゆめ色フェスティバル事業・発達障がい理解の事業

(9) 十和田市ろうあ協会との連携協働

聴覚障がい者の日常生活の安定充実のため、ろうあ協会との連携を図り、障がいのある方と家族が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。※手話を学ぶ機会の提供事業

(10) 十和田市内社会福祉法人との連携協働

地域福祉の充実安定のため、福祉課題の改善となるよう社会福祉法人間の連携を図り、誰もが安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。※子育て支援みんなのクローゼット事業

5 福祉サービス利用者等の個人情報の保護

本会において把握する福祉サービス利用者等の権利利益を守るため、個人情報の有用性に配慮し、厳格な管理体制のもと個人情報を保護します。

6 歳末たすけあい運動

赤い羽根共同募金運動の一環として、歳末期に寄せられる募金を活用し、支援を必要とする人たち（高齢者・障がい者・子ども・福祉サービスを必要とする方等）が、地域で孤立することなく安心して暮らせる福祉のまちづくり活動に役立てます。

7 組織基盤の強化

〔重点項目〕

地域福祉活動財源に持続性を得るよう、あらゆる機会に、会費・赤い羽根共同募金に対する感謝のロゴを活用します。また、イベント・研修会開催時には、PR旗を掲げ、地域福祉活動の必要性の理解浸透を図ります。

社会福祉法人の責務に則り、社会福祉協議会の果たすべき役割に基づく、機能的・効果的な事務執行体制の整備と業務改善を図ります。また、財務規律の厳格化、自主財源確保を行い組織基盤の強化に取り組みます。

(1) 事務執行における内部けん制体制

①各種事業における現金取扱の内部けん制マニュアルに基づく、厳格な取扱処理を遂行します。また、均一公平なサービス提供となるよう内部のけん制機能を高めます。

②内部監査の実施（年3回 5月・10月・2月）

(2) 多様な参画による会員組織

正会員及び特別会員拡大のために可能な機会をとおり、地域福祉推進の重要性の周知に努めます。

(3) 役員体制の強化

理事・監事及び評議員が、事業計画・事業進捗状況、実績報告の理解を深められる明瞭な説明・周知に努めます。また、必要な事業課題の検討会議へ参画を依頼します。

(4) 機能的・効果的な事務局組織

①組織力の更なる向上を図るため、人材育成基本方針に基づき、職員研修を体系的かつ計画的に行います。

②各種事業マニュアルに基づき、業務の重層的な処理に努めます。

(5) 安定的・持続的な財源確保

補助金等、公的財源に頼らない事業を積極的に行うとともに、チャリティーイベントの奨励等を行います。

(6) 法令遵守の組織運営と財務規律の強化

公益性ある社会福祉法人として、法令に合致するよう努めるとともに、適正かつ公正な支出管理と関係書類の開示を行います。

(7) 地域福祉活動計画の進行管理

令和4年度から令和8年度までを期間とする第二期地域福祉活動計画の必要な見直し、修正を図り、社会福祉情勢、住民ニーズ、市及び関係機関等の期待に合致するよう進行管理します。

(8) 経費の削減と事務処理の効率化

コスト意識を高め、経費削減と効率・効果の向上に努めます。

(9) 事業評価の実施

各種事業・業務の定期評価により、効果・成果、効率を確認し、事業の必要な改善を図ります。